



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
3 月 2 5 日
号 外 （ 1 ）
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 25 日

滋賀県監査委員	駒 井 千 代
〃	奥 博
〃	村 尾 慎 哉
〃	河 瀬 隆 雄

滋賀県監査基準（令和 2 年滋賀県監査委員告示第 5 号）に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第 1 項および第 4 項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の管理の監査（以下「財務監査（定期監査）」という。）ならびに同条第 2 項に規定する事務の執行に関する監査（以下「行政監査」という。）

2 監査等の対象

令和 6 年度の財務事務の執行およびその他の事務の執行を主たる対象とするが、事業内容・処理状況により、令和 5 年度の監査で対象としていない事務についても対象とした。

3 監査等の着眼点

(1) 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査実施対象機関名および監査実施年月日

監査実施対象機関名	監査実施年月日
消防学校	令和7年2月17日
政策研修センター	令和7年1月21日
美術館	令和7年2月17日
琵琶湖環境科学研究センター	令和7年2月17日
琵琶湖博物館	令和7年1月14日
精神保健福祉センター	令和7年2月17日
食肉衛生検査所	令和7年2月17日
動物保護管理センター	令和7年2月17日
平和祈念館	令和7年1月22日
総合保健専門学校	令和7年2月17日
看護専門学校	令和7年2月17日
衛生科学センター	令和7年2月17日
リハビリテーションセンター	令和7年2月17日
近江学園	令和7年2月17日
中央子ども家庭相談センター	令和6年12月25日
彦根子ども家庭相談センター	令和7年2月17日
大津・高島子ども家庭相談センター	令和7年2月17日
日野子ども家庭相談センター	令和7年1月22日
淡海学園	令和7年2月17日
計量検定所	令和7年2月17日
工業技術総合センター	令和7年1月15日
東北部工業技術センター	令和7年1月24日
高等技術専門学校	令和7年2月17日
男女共同参画センター	令和7年1月29日
病虫害防除所	令和6年12月26日
家畜保健衛生所	令和7年2月17日
農業技術振興センター	令和6年12月26日
畜産技術振興センター	令和7年2月17日
水産試験場	令和7年2月17日
総合教育センター	令和7年2月17日
びわ湖フローティングスクール	令和7年2月17日
図書館	令和7年2月17日
河瀬中学校	令和7年2月17日
守山中学校	令和7年2月17日
水口東中学校	令和7年1月22日
膳所高等学校	令和7年2月17日
大津清陵高等学校	令和7年1月21日
大津清陵高等学校馬場分校	令和7年1月21日
堅田高等学校	令和7年2月17日
東大津高等学校	令和7年2月17日
北大津高等学校	令和7年1月31日
大津高等学校	令和7年2月17日
石山高等学校	令和7年1月21日
瀬田工業高等学校	令和7年2月17日
大津商業高等学校	令和7年1月8日
彦根東高等学校	令和6年12月19日
河瀬高等学校	令和7年2月17日
彦根工業高等学校	令和7年2月17日
彦根翔西館高等学校	令和7年2月17日

長浜北高等学校	令和7年2月17日
虎姫高等学校	令和7年2月17日
伊香高等学校	令和7年2月17日
長浜農業高等学校	令和7年2月17日
長浜北星高等学校	令和7年2月17日
八幡高等学校	令和7年2月17日
八幡工業高等学校	令和7年2月17日
八幡商業高等学校	令和7年2月17日
草津東高等学校	令和7年1月14日
草津高等学校	令和7年2月17日
玉川高等学校	令和7年1月27日
湖南農業高等学校	令和7年2月17日
守山高等学校	令和7年2月17日
守山北高等学校	令和7年2月17日
栗東高等学校	令和7年2月17日
国際情報高等学校	令和7年2月17日
水口高等学校	令和7年2月17日
水口東高等学校	令和7年1月22日
甲南高等学校	令和7年2月17日
信楽高等学校	令和7年2月17日
野洲高等学校	令和7年2月17日
石部高等学校	令和7年2月17日
甲西高等学校	令和7年2月3日
高島高等学校	令和7年2月17日
安曇川高等学校	令和7年2月17日
八日市高等学校	令和6年12月24日
能登川高等学校	令和7年1月17日
八日市南高等学校	令和6年12月24日
伊吹高等学校	令和7年2月17日
米原高等学校	令和6年12月19日
日野高等学校	令和7年2月17日
愛知高等学校	令和6年12月19日
盲学校	令和7年2月17日
聾話学校	令和7年1月27日
北大津養護学校	令和7年1月31日
北大津高等養護学校	令和7年1月31日
鳥居本養護学校	令和7年2月4日
長浜養護学校	令和7年2月17日
長浜北星高等養護学校	令和7年2月17日
草津養護学校	令和7年2月17日
守山養護学校	令和7年2月17日
甲南高等養護学校	令和7年2月17日
野洲養護学校	令和7年1月29日
三雲養護学校	令和7年2月17日
新旭養護学校	令和7年1月28日
八日市養護学校	令和7年2月17日
愛知高等養護学校	令和6年12月19日
甲良養護学校	令和7年2月17日
大津警察署	令和7年2月17日
草津警察署	令和7年2月17日

守山警察署	令和7年2月17日
甲賀警察署	令和7年2月17日
近江八幡警察署	令和7年1月29日
東近江警察署	令和6年12月24日
彦根警察署	令和7年2月17日
米原警察署	令和7年2月4日
長浜警察署	令和7年2月17日
木之本警察署	令和7年2月17日
高島警察署	令和7年1月28日
大津北警察署	令和7年2月17日

(注) 令和7年2月17日の監査実施は書面監査による。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) 外部人材の活用について（各子ども家庭相談センター、子ども若者部子ども家庭支援課）

令和5年度の本県の児童虐待相談対応件数は、前年度に比べ667件（8.4%）増加して8,568件に達し、過去最多となっている。また相談内容も複雑化・困難化しており、子ども家庭相談センター（以下、「センター」という。）の役割は一層重要となっているところである。

このため、県では令和6年度からの新たなセンターの開設による児童相談体制の強化や、若手職員を中心とした職員の資質向上に取り組んでいるが、相談件数の増加等に伴い、付随する事務処理なども増加しており、児童福祉司等の専門性を最大限に発揮できる体制整備が喫緊の課題となっている。

さらに、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）」の施行等に伴い、令和6年度から「一時保護ガイドライン」が改正され、一時保護された子どもが適切な教育を受けられるよう、学校への通学支援その他の必要な措置を講ずることが求められている。また令和7年6月からは一時保護開始時の司法審査導入への対応も必要となるなど、今後も、センター業務は更に増加が見込まれる。

センターでは、迅速かつ適切な対応を図るために、現在、弁護士や医師などの外部人材を活用されているところであるが、今後の業務増加や相談内容の複雑化・困難化を見据え、主管課である子ども家庭支援課や関係機関とも連携・協力して更なる外部人材の活用を検討されたい。

(2) 教育用コンピュータおよび産業教育用コンピュータの更新について（全県立高等学校、全県立特別支援学校、教育委員会事務局教育総務課）

県教育委員会では、「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」（令和4年施行）を受け、「滋賀県学校教育情報推進計画」を策定し、学校教育の情報化を推進しているところである。

県立高等学校および特別支援学校（以下、「県立学校」という。）では、学習内容により、普通科等で使用する教育用コンピュータと、職業教育を主とする専門学科および総合学科で使用する産業教育用コンピュータが整備されている。こうした中、令和元年度からはGIGAスクール構想により、県立学校では令和4年度入学生から1人1台端末環境下におけるデジタル教材を活用した授業が始まり、令和6年度には全学年で実施されているところである。

現状において、県立学校の教育用コンピュータと産業教育用コンピュータは長期リース契約により整備されており、教科「情報」、他の教科での動画視聴、資格・検定のための学習、部活動など多岐にわたり活用されているところであるが、令和6年度の契約額は県立学校で約1億8千万円となっている。

令和8年度の更新対象は36校あり、1人1台端末環境下における役割を明確にし、更なる活用方策について、十分に検討し、整備をされたい。

(3) 県立中学校における学校給食の実施に向けた検討について（全県立中学校、教育委員会事務局保健体育課）

本県における公立学校における完全給食の実施状況（令和 6 年 5 月 1 日現在）は、小学校99.5%、義務教育学校100%、中学校95.8%（96校のうち92校が完全給食を実施）となっている。

平成26年度は、小学校96.5%、中学校58.0%（100校のうち58校が完全給食を実施）であったことから、この10年間で中学校の完全給食の実施率が大幅に伸びたことになっている。

完全給食が未実施となっている 4 校のうちの町立中学校の 1 校は、民間事業者への委託方式（スクールランチ形式）による学校給食を実施しており、実質的な未実施は県立中学校 3 校のみとなる。

本県では平成15年度に併設型の県立中高一貫校が 3 校設置されているが、その 3 校では、完全給食は未実施の状況にある。

県立中学校の令和 7 年度入学者選抜では 3 校平均で募集定員の2.2倍の受検者数となっており、生徒や保護者は完全給食が未実施であることを了解の上で選択していることになる。このため、保護者等から完全給食の実施を求める要望等は、これまであまりなく、このことが完全給食未実施のひとつの理由になっていると考えられる。

令和 5 年 6 月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」との方向性が示された。

その後、文部科学省は「給食無償化に関する課題の整理について」（令和 6 年12月27日）を公表し、国において学校給食費の無償化の実現に向けて検討が進められている。

その中では、給食未実施校の児童生徒や給食実施校でも給食を喫食しない児童生徒などに恩恵が及ばないという児童生徒間の公平性の観点も一つの課題とされている。

学校給食は、義務教育諸学校の設置者の努力義務とされ、県立中学校ではミルク給食を実施しているものの、県として学校給食を活用した食育の推進を図っていることや、本県の市町立中学校93校のうち実質的に全ての中学校が完全給食を実施していること、また国における学校給食費の無償化に向けた検討が進められている状況を踏まえると、県立中学校 3 校における完全給食の実施を検討する必要があると考える。

このため、各県立中学校において、学校給食に対する生徒や保護者の意見を十分に把握するとともに、県教育委員会では他府県における公立の中高一貫校の実施状況を調査した上で検討課題を明らかにし、完全給食の早期実施に向けての検討を着実に進められたい。

